



「ダメ！口座売買！」

法テラス八雲法律事務所 弁護士 小松 真優
(函館弁護士会所属)

■秋の兆しが見え始め、過ごしやすい季節がやってまいりました。まだまだ日中は暑い日もありますが、熱中症には気を付けてお過ごしください。

■さて、今回は、預金口座にまつわる犯罪について紹介します。昨今、ニュースやコマーシャルなどでも取り上げられておりますので、ご存じの方も多いかもしれませんが、ちょっとした油断が、犯罪に巻き込まれるきっかけにもなりますので、この機会に改めて、意識していただければと思います。

■預金にまつわる犯罪の多くは、自分の預金口座のキャッシュカードを他人に渡す行為が中心になります。例えば、「キャッシュカードを送るだけでお金がもらえます」という広告から、実際に口座を送ってしまった場合には、犯罪に該当する可能性があります。

■その犯罪というのが、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」違反です。同法に該当する行為はいくつかありますが、気を付けるべきは、「正当な理由がないのに」「有償で」「預貯金通帳等を」「譲り渡し、交付し、又は提供」する行為が処罰対象となっていることです。預金口座は、原則、自分以外に使わせないこととなっていますので、他人にキャッシュカードを送る行為は、基本的には正当な理由がありません。また、「有償で」というのは、売買だけでなく、お金を借りる代わりや、当選金を受け取る場合も含みます。

■つまり、広告である、「使っていない口座を売るだけの簡単なバイトです」や、「当選金を受け取るためにはキャッシュカードを送り、暗証番号を教える必要があります」という誘い文句は、基本的に、犯罪への誘導です（これらの誘導行為も犯罪です）。ですので、絶対、その甘い言葉を信じてキャッシュカードを送ってはいけません。軽い気持ちで、キャッシュカードを送ってしまうと、自らが罰されるだけでなく、振り込め詐欺の口座に使われてしまい、別の犯罪を助けてしまうこととなります。振り込め詐欺に使われた場合には、振り込め詐欺の被害者から訴えられる可能性もあります。犯罪をしない、巻き込まれないためにも、おいしい広告を前に、一度立ち止まる意識を持っていただければと思います。

■当事務所では、みなさまからの法律相談を承っております。刑事事件の相談は、有料となりますが、それ以外の相談については、一定の資力要件を充たす方であれば、3回まで無料の法律相談を承ることもできます。お気軽にご相談ください。また、相談は事前予約制となっております。相談予約のお電話は、「法テラス八雲法律事務所（☎050-13383-18366）」までお寄せください。

八雲警察署からのお知らせ

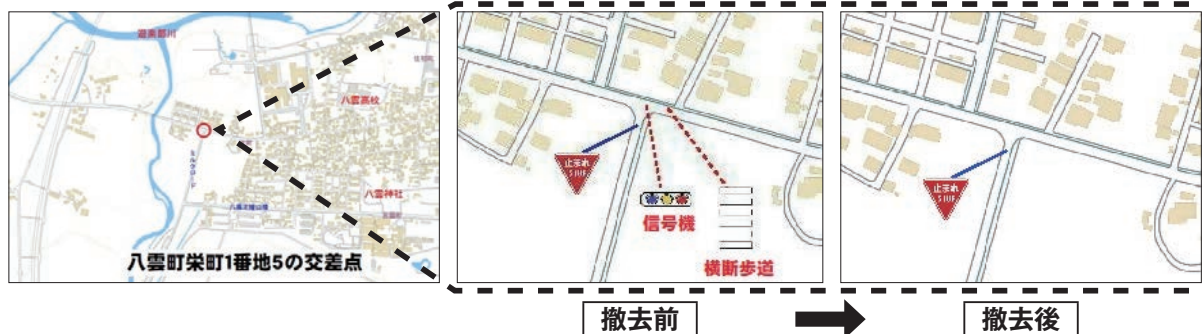
信号機と横断歩道の撤去について

「二海郡八雲町栄町1番地5」の丁字路交差点に設置している信号機と横断歩道が撤去されます。

撤去の時期は、令和8年度内（令和9年3月31日までの間）を予定しています。

撤去後は、図のとおり規制が変わりますので、規制を守り、安全に通行してください。

※信号機および横断歩道撤去後も、交差点南側の一時停止標識は残ります。



【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110